

# 陳襄「神宗皇帝即位使遼語録」注釈稿

毛利英介

## Notes on Chen Xiang *Shiliao-yulu*

MORI Eisuke

Chen Xiang *Shiliao-yulu* is a diary style source written by an embassy dispatched to the Liao dynasty, which contains numerous conversations with Liao aristocrats. Moreover, since *Shiliao-yulu* is the longest among a series of Northern Song embassies' diaries, it has very high value as a historical relation between Liao dynasty and Northern Song, but despite this high historical value, its volume and linguistic character have hindered more detailed examination. This time, the author attempts to redress the balance by making notes on *Shiliao-yulu*, although does not strive for complete achievement in this work alone given their own limits of ability. Accordingly, this work is merely preparation for future scholars researching *Shiliao-yulu*.

キーワード：遼 (Liao dynasty)、北宋 (Northern Song)、陳襄 (Chen Xiang)、使遼語録 (Narrative of the Embassy to the Liao)

## 1 前言

本稿は、遼宋関係史（以下、「遼」と「契丹」は特に意識せず混用する）研究上の重要史料である陳襄『神宗皇帝即位使遼語録』（以下、『使遼語録』と略記）の全文に対し、先行研究を踏まえつつ初歩的な語釈を加えるものである。

西暦1004年に澶淵の盟が結ばれて以降、遼宋両国間では賀正名義（＝正旦使）および相手国の皇帝・皇太后の誕生日祝賀名義（＝生辰使）を中心に毎年相互に遣使がなされた。更に、両国の皇帝の崩御や即位の際を中心に、それ以外の場合でも使節の派遣が行われた。恐らく遼宋両国において使者の帰国後は帰朝報告が提出されたであろうが、北宋側のものに関しては今でもその幾つかを閲覧することが可能である。それらの多くは日記体であり、且つ多くの会話を含むことで知られるが、中でも『使遼語録』は現在唯一首尾一貫した形で見ることが出来る史料であり、使者の道中での接待の実態などを知りうる無二の史料となっている。更には、金宋関係のあり方との比較対照のためにも重要である。

また、史料中に登場する遼側の人物のうち、耶律仁先・韓資道・梁援は墓誌銘が出土しており、墓誌銘中の記述と『使遼語録』中の記述が一致するか或いはしないか、そもそも墓誌銘中に記述が存在しないかも一つの関心の対象となり得る。

さてそのような貴重な価値を有する『使遼語録』であるため、これまで既に多くの標点本が提示されており、筆者が把握するだけでも以下のものに掲載されている。発表順に新しいものから列挙してみよう。

- 1、胡嶠・徐萃芳『遼金行記九種 輯本攬轡録』北京聯合出版、2017
- 2、顧宏義・李文『宋代日記叢編』上海書店、2013
- 3、李義・胡廷榮『全編宋人使遼詩与行記校注考』内蒙古文化出版社、2012
- 4、王育濟・李肇翔『中華野史』宋朝卷、泰山出版社、2000
- 5、趙永春『奉使遼金行程録』吉林文史出版社、1995、増訂本 商務印書館、2017
- 6、曾棗莊・劉琳『全宋文』巴蜀書社、1988-92、新版 上海辭書出版社、2006
- 7、王民信『沈括熙寧使虜凶抄箋証』学海出版社、1976
- 8、『契丹交通史料七種』文殿閣書莊、1937（断句本）

上記の中には3・5のように語釈を伴うものも存在するが、決して網羅的なものではない。その点では、史料的価値の高さに関わらず同類の史料に比して史料そのものの検討はやや立ち遅れていると言ってよいだろう。賈敬顔2004に『使遼語録』が含まれないのはその象徴的な事態である。ただし、全英訳が施される点で重要な学術的価値を有する Wright 1998では、やや

繁雑ながら150条以上の注釈が付される。

そのような中で近年の特筆されるべき成果として、澤本2013が存在する。同研究は『使遼語録』の版本の状況などについて簡潔にまとめたほか、Wright 1998につぐ『使遼語録』の現代語への全訳を行っており（本人は抄訳と称するが）、重要な業績である。何故なら、全訳は一面において全語訳としての性格を具有するものであるからである。

だが澤本2013にも課題は存在する。まず掲載媒体の都合もあり形式面において現代語訳のみであり、明示的な形では語訳の類がほぼなされていないことは措くとしても、現代語訳部分の内容にも再検討すべき点が多く残されているように見受けられることである。ただその点は澤本氏自身も認識して、現在現代語訳の改定を含めた訳注の公刊に向けた作業を改めて行っており、筆者もその検討の場（続国書の会）に部分的ながら立ち会っている。

ただし、その公刊にはまだ数年の歳月を要することが想定されることから、今回それに先立って筆者の私見の一部を開陳することとした。即ち、本稿は完全に筆者（毛利）が単独でその責めを負うものである。その際、推測にかかるものも敢えて今後の議論の叩き台として提示した。

なお、澤本氏の理解を公開の場で検討する場合には、既公刊の澤本2013をその対象とせざるを得ない。その点、本稿では澤本氏のあくまで過去の認識と知りながら批判することも発生するが、手続き上やむを得ないこととして澤本氏および読者諸氏にはご了解頂きたい。また、本稿は澤本2013の問題点を網羅的に指摘・訂正することを試みるものではないことも併せて明言しておきたい。

さて以上のような背景から、本稿は、

・今後澤本氏が行うであろう全文の現代語訳・書き下しは行わないほか、網羅的な注釈の作成も意図しない。そのため官制や契丹側の人名への言及に関しては最低限とするほか、特に贈答品の解釈や地名の比定は一切割愛する。

・これも今後澤本氏が行うであろう校訂作業、即ち靖嘉堂文庫所蔵『使遼語録』明抄本を明確に底本とした上で、陳襄『古霊集』宋刊本を初めとする諸本との校勘を行うことも意図しない。よって本稿では末尾に「付録」として遼海叢書本に基づく『使遼語録』原文を付して検討を行うが、あくまで本稿の作業用のためのものである。

つまり、本稿は今後なされるべき上記のような作業の一助たるべく執筆されるいわばメモ書きのようなものであり、研究ノートとして提出する所以である。ただし、『使遼語録』がそのような暫定的な作業であったとしてもそれを行うほどの価値が存在する史料であることは、繰り返しになるが強調しておきたい。

なお、『使遼語録』はいわゆる近代漢語の範疇に属する語彙・語法も多く、その点で著者の能力を超える部分も多い。関係の専門家のご叱正を賜り、今後の『使遼語録』研究、延いては遼宋関係史・金宋関係史研究の発展へ繋がっていくこととなれば幸いである。

## 2 語釈

### [凡例]

- ・『使遼語録』は日記体史料であるため、語釈も日付をおって、【 】を使用して項目を立てた。【 】内の（ ）は原注を指す。
- ・項目を立てる際には、まず下記の〔略号〕に挙げた李義等・趙永春から語釈を引用した。その際、特に筆者のコメントを付さない場合は、基本的に筆者も同意するものである。ただし、前言で述べたように地名に関しては引用を割愛した。なお両者から「 」を使用して引用した場合も、必ずしも逐語的に訳したとは限らない。その上で、その他に筆者が適宜必要と認めた語句に対して解釈を施した。以上にも明らかなように、本語釈はWright 1998の成果を十分に反映していない。その点でも本語釈は不完全なものである。
- ・【 】内に限らず、字体は原則として常用字体とした。

### [略号]

澤本 = 澤本光弘『『神宗皇帝即位使遼語録』の概要と成立過程』（『契丹 [遼] と10～12世紀の東部ユーラシア』勉誠出版、2013）

李義等 = 李義・胡廷栄『全編宋人使遼詩与行記校注考』内蒙古文化出版社、2012

趙永春 = 趙永春『奉使遼金行程録（増訂本）』商務印書館、2017

※その他の文献については、稿末の参考文献欄を参照のこと。

### [語釈]

○5月11日

【蕭好古】 李義等は「遼の安東軍節度使として明道元年（遼の重熙元年）に宋の乾元節を祝賀した」とする。

【楊規中】 『遼史』卷97楊績伝に「子貴忠」として出現。中華書局標点本『遼史』校勘記参照。

【送到】 「送到主名・国諱・官位」として出現。ここでの「到」は補語の類であり、逐字的に訳出する必要はないだろう。この後も同日条に「送到」・「画到」として、5月18日条に「差到」として同様の表現が出現する。

【主名】 辞書に掲載される意味では丁度合致するものが見当たらないようである。時代が下るが、『建炎以来繫年要録』巻198紹興32年（1162）3月壬寅条原注では対金関係に関する記事で「廟諱」と「御名」が並列される。これから類推して、ここで「国諱」と並列される「主名」は「契丹主の名」の意と想定する。Wright 1998でも、特に根拠は示さないが the name of their sovereign と訳している（p. 63）。

【臣愈】 不詳。

【臣咸融】 従来具体的な人物比定は行われていない。確たる案が存在するものではないが、『宋史』巻278王超伝附王徳用伝に子として「咸融」なる人物が出現することから、この人物である可能性を提起しておきたい。

【臣坦】 この人物が孫坦であることは、夙に金毓勳が遼海叢書本の序文で指摘している。

【受礼】 「受礼何処」として出現。遼宋関係の史料では珍しくない術語であり、6月21日・7月9日条にも出現。契丹皇帝が北宋の使者の拝礼を受けることを指す。

【差下】 「已差下館伴副〔使〕太常少卿楊益誠、大使即未聞。」として出現。「下」は補語の類であり、逐字的に訳出する必要はないだろう。

【楊益誠】 この人物が『遼史』巻105に立伝される楊遵勗であり、益誠がその字であることは先行研究が既に指摘している（例えば中華書局標点本『遼史』校勘記参照）。ここで諱でなく字を記すのは、宋・神宗の諱である同音の「頊」を避けたものであろう。

【大使】 李義等は「館伴正使を指す」とする。

【欧陽】 李義等が「欧陽修を指すものであり、至和2年（1055）に遼に派遣されている」と指摘する。澤本も欧陽脩とする。

【文相公】 李義等は不詳とするが、澤本が指摘するように文彦博を指すものである。

【曾相公】 李義等が「曾公亮を指すものであり、皇祐3年（1051）に遼に派遣されている」と指摘するとおりである。澤本も曾公亮とする。

【馮館使】 李義等は「館使」を館伴使と理解したうえでこの人物を不詳とする。しかし沈括『入国別録』では北宋から遼に派遣された李評が遼側から「館使」と称され（趙永春 p. 110参照）、その場合の「館使」は館伴使ではありえず、「四方館使」の略称と考えられる。すると本条の「館使」も同様に館伴使ではなく四方館使であり、具体的には宋・英宗の告哀使として遼に派遣された馮行己（聶崇岐1980 p. 308）を指すと考えるのが妥当である。

【已後】 李義等は「『已後』は『以後』である。古代においては、『已』と『以』は通用した。以下も同様である」とする。

【土物】 「排備茶酒・土物」として出現。元来、「その土地の特産品」の意のはずだが、この場

合は私観物と近似の意味で用いられているようである。呉曉萍2006 p. 227参照。

【伺候】「出庁伺候過來伝諭次」として出現し、ほぼ同様の表現が5月18日条・6月14日条にも出現。筆者はこの「伺候」を『漢語大詞典』に掲載される「待つ」の意で解す。

【次】筆者はこの「次」を「～する時」・「～していると」の意で解す（鍾兆華2015参照）。よってこの前後を「建物を出て（契丹皇帝の）言葉を伝えにやって来るのを待っていると」と理解する。なお5月18日条の「臣等將授表次」も同様の用法と考える。

【番】「遺留番使」として出現。「番」は宋の遣遼使節に関する量詞のように使用され、今後も「生辰番」・「左番」・「右番」・「同番」・「四番」・「兩番」などとして繰り返し出現する。

【史炤】趙永春は「治平4年（1067）に英宗が死去すると遺留北朝礼信使として遼に派遣され英宗の遺留品を贈り届けた人物」とする。李義等もほぼ同様に「英宗が亡くなると、史炤は英宗の遺留品を北朝に送る礼信使となった」とする。

【放】「要移臣襄坐放西北賓位」として出現。「置く」のような意味だろう。ただし趙永春はここを「于」としており、これは「放」を「於」の誤字と理解したものでしょう。「放」字が出現するのは『使遼語録』でここだけであり、その可能性も否定は出来ない。

【拋】「臣等尋拋隨行通引官旧曾入国人程文秀供録結罪状」として出現。元代の研究だが、上行文書を受け取る意で「拋」が使用されたことは田中2000 p. 382参照。

【旧曾】辞書への記載を知らないが、ここでは二字で「以前～したことがある」の意を形成していると理解するのが妥当か。

【入国】同日条に「曾隨生辰番使邵諫議・傳諫議等入国」として再度出現。沈括の『入国別録』という書名に見られるように、「入国」は宋代において遼・金に赴くことを指す術語である。

【結罪】斯波2012 p. 453は「結罪保拳」について「責任を持つという保証状をつけて人を薦挙すること」とする。

【邵諫議】趙永春は「邵必のことであり、治平3年に賀遼生辰使となった」とする。李義等も同じ。澤本も邵必とする。「諫議」は「諫議大夫」の略。邵必は『宋史』巻317邵亢伝に従父として附伝あり。

【傳諫議】李義等は「傳下であり、治平3年に賀遼生辰使となった」とする。

【管待】「沿路置酒管待使臣」として出現。「世話をする」・「接待する」の意（『漢語大詞典』）。

【使臣】契丹皇帝が派遣した「問勞の使臣」であり、本日条では宋仲容を指す。同様の「使臣」の用例は、5月18日・6月14日・7月19日条にも出現する。

【主席】「并是邵諫議主席」として出現。「宴席を取り仕切る」の意（『漢語大詞典』）。

【今來】「与今來接伴使副所送到函子坐位不同」として出現。澤本が「いま」と訳すように、

「来」は具体的な意味をもたない接尾辞である。同日条の「昨来」の「来」も同様の用法。

【当所】「合依当所供去囚子」として出現。「合」は「まさに～すべし」、「囚子」は「囚」の意。北宋の遣遼使節＝国信使は組織としては国信所であり、ここでの「当所」はその一人称である。同日条に更に一度出現するほか、5月18日条・6月14日条にも出現。

【供去】ここでの「去」は補語の類であり、必ずしも逐字的に訳す必要はないだろう。

【左番】契丹の皇太后に対する使節を指す。対して、同日に出現する「右番」は契丹皇帝に対する使節を指す。『続資治通鑑長編』巻280熙寧10年（1077）正月庚辰条原注参照。

【当頭】「与使臣当頭坐位相对」として出現。「真正面に」というようなニュアンスかと考えるが（『漢語大詞典』）、前後の文脈を正確に把握できないため保留せざるを得ない。

【相圧】「各無相圧」として出現。逐字的に解して「いずれかが上位・下位となる」程度の意か。

【計会】「往還計会十餘次」として出現し、5月18日条・6月14日条にも出現。遼宋関係の史料では頻出する語彙であり、『漢語大詞典』では「相談する」の意が掲載され、ここでは「協議する」等の訳語を当てるのが妥当に感じる。

【過位】「接伴使副不肯過位」として出現。本史料中では計8回も繰り返し出現する重要な表現。澤本は「席替え」とするが、「ある場所に赴く」の意。『漢語大詞典』では南宋の対金関係史料を用例として挙げる。

【使命】「不宜以末事久留使命」として出現し、5月18日・6月14日条にも出現。ここでは直前に「使臣銜命」なる表現が存在するため、抽象的な使命と理解しても良いかもしれない。ただし辞書的には「使命」で使臣その人を指す用法も存在し、実際に宋代の対外関係記事ではしばしばそのような用法で使用される。よって、本史料中での用法も後者の可能性を視野に入れるべきだろう。

【依得】「不依得積年久例」として出現。可能を表す「得」が動詞の後に置かれる用法。6月21日条にも「辞得」なる表現が存在する。

【自是】「自是接伴使韓閣使・館伴使劉侍郎安排坐位」として出現。二字で「おのずと」の意。鍾兆華2015参照。

【非是】「非是当所靺生儀式」として出現し、二字で否定の意。5月18日条にも出現。鍾兆華2015参照。

【理会】「因何韓閣使等前番並不理会」として出現。この場合は「訴える（抗議する）」の意だろう（『漢語大詞典』）。

【謝表】北宋の使節が契丹皇帝に対して提出する感謝の上表。

○5月13日

【富相公】 趙永春は「富弼を指す」とする。李義等は「相公」は宰相の意であり、「富相公」は富弼であるとした上で、至和2年（1055）に宰相を拜命したこと、康定元年（1040）に契丹に派遣されたことなどその経歴を詳細に説明する。澤本も富弼とする。富弼は『宋史』巻313に伝あり。

【張昇】 趙永春は「張昇であろう」とし、嘉祐2年（1057）に回謝契丹使に任じられたことなどの経歴を記す。李義等もほぼ同様。張昇は『宋史』巻318に伝あり。

【私観】 趙永春は「使者が私人の身分で相手方の皇帝や大臣などに礼物を贈ることを私観と言う」とする。

○5月14日

【已来】 「春夏已来」として出現。5月のことであるから、「春・夏から」の意にはなり得ず、「春から夏にかけて」の意であろう。

【愆】 「久愆雨沢」として出現。李義等は「愆」を「耽誤」とするが、澤本は「雨の恵みがありませんでした。」と訳す。適訳だろう。

【煞是】 「煞是好也」として出現。「煞」一字だけでも「はなはだ」の意であるが、ここでは「煞是」の二字で「はなはだ」の意。鍾兆華2015参照。

【持礼】 「昨者持礼到陳橋」として出現するほか、同日条で「見持礼宿永年館」としても出現する。遼宋関係の史料では珍しくない術語であり、使者として派遣されることを指す。『宋史』にも2例の用例が見られる。

【蕭禧觀察】 李義等は「遼が派遣した祭奠弔慰使の奉寧軍節度使蕭禧・永州觀察使蕭餘慶を指す」とするが、「蕭禧觀察」で二人の人物を指すと考えるのは無理であろう。

【永年館】 李義等は「永平館」（7月14日条に出現）の誤りである可能性を指摘する。

【耶律仁先】 趙永春は「遼の皇族。字は弘隣であり、查刺ともいう」とする。『遼史』巻96に伝あり。

○5月15日

【劉雲】 李義等は「宋の仁宗の嘉祐2年（1057）に遼の右諫議大夫・知制誥として宋の乾元節を祝賀した」とする。

【衝涉】 「盛暑道遠、衝涉不易」として出現する。「風を衝き、川を涉り」と言う様な道中の困難を指すものであろう。「衝涉不易」は『遼史』巻22礼志・凶儀・宋使進遺留礼物儀条にも出現する表現であり、当時使者を労う定型的表現であったことが想定される。

【既然】 「既然如是」として出現。「～であるからには」の意（『漢辞海』第4版）。



【呂侍郎】 李義等は「宋の仁宗の至和2年（1055）に竜図閣直学士・兵部郎中として契丹祭奠使となり遼に派遣された呂公弼を指す」とする。呂公弼は『宋史』巻311呂夷簡伝に子として附伝あり。

【胡侍郎】 李義等は「嘉祐2年（1057）翰林学士兼侍読学士・工部郎中・知制誥・史館修撰として回謝契丹使となった胡宿を指す」とする。胡宿は『宋史』巻318に伝あり。

【只】 「莫只在朝否」として出現し、6月20日条にも同じ表現が出現。この場合の「只」は「なお」の意で（鍾兆華2015参照）、全体で「まだ朝廷にいらっしゃいますでしょうか。」程度の意味だろう。

○5月16日

【回厨】 「臣襄・臣咸融等依例回厨」として出現。19日条にも再度出現するが、見慣れない表現である。しばらく逐字的に「お返しに料理をする」＝「通常とは逆に北宋側が契丹側をもてなす」程度に理解するのが妥当か。Wright 1998は gave a reply banquet と訳している（p. 71）。

【三節従人】 「三節」は「上節」・「中節」・「下節」の総称。一般に正使・副使以外の人々の総称である。本史料の他所では常に「三節人」として出現するため、ここでの「三節従人」は「三節の（その下の）従人」ではなく「三節という従人」と理解するのが妥当に感じる。

○5月17日

【楊哲】 「規正即宰相哲之長子」として出現。『遼史』巻89に楊哲として、巻97に楊績として立伝。中華書局標点本『遼史』巻89の校勘記参照。

【跂履】 「道途跂履不易」として出現する。逐字的に見て「足元」を指すものだろう。

○5月18日

【呂士林】 李義等は「仁宗の嘉祐5年に宋に赴いて乾元節を祝賀した遼の使者が崇禄卿の呂士林である」と指摘する。

【要欲】 「要欲依南朝遣留番使副坐位」として出現。「要」も「欲」も「～せんとほつす」であり、ここでは二字で一語を形成しているものと解される。ただし「欲要」の語順の方が一般的か。

【公文】 遼宋間において外交使節と接待役の間の文書は一般に「牒」であると想定され（毛利2013 p. 195）、ここでも牒が使用されたと思像される。時代が下るが、南宋の送伴所から金の国信所への牒がその中に「須至公文」なる定型表現を含むものであったことが知られ（『周益公文集』巻150「発回虜使牒本并咨目奏劄」）、牒が「公文」と称される理由であるかもしれない。

【貴所】 「尽被貴所滞留」として出現。北宋の遣遼使節が組織としては国信所であるのに対し、往路でそれを接待する契丹側は組織としては「接伴所」である。よってここでの「貴所」は接

伴所に対する二人称である。

【直至】「直至夜深」として出現。逐字的に解釈することも可能だろうが、「直到」が二字で「～まで」の意で熟して使用される（鍾兆華2015参照）ことを考えれば、「直」にそこまで強い意味は無いと考えるのが妥当か。

○5月19日

【伴射】 同日に二回出現。遼使が宋都・開封に赴いた際に玉津園で行う射弓の礼に随伴すること。聶崇岐1980 pp. 315-316参照。

○5月25日

【劉怱】 李義等は不明とする。『宋史』巻191兵志・蕃兵条など宋代の史料には同名の人物が出現するが、太保の肩書きは確認できない。また何故ここで話題とされるかも不明であり、当該人物が同一人物とは確定できない。

【闕下】「見在闕下」として出現。字義通りには「宮闕の下」（=皇帝の居所）であり、6月14日の用例はその解釈で問題ないだろうが、遼宋関係の史料等での用例に照らせば、本条での「闕下」は派生的に「都（=開封）」と解するのが妥当に思われる。

○5月26日

【鹿夾館】 趙永春は、復路（7月5日条）では「鹿峽館」と表記されることを指摘する。

○6月1日

【可煞】「可煞炎暑」として出現。ここでは「可煞」の二字で「はなはだ」の意。鍾兆華2015参照。

【夜来】「夜来得雨」として出現。ここでの「来」は既出の「今来」・「昨来」の「来」と同様に接尾辞であり、特に訳出する必要はない。

【随軒】「可謂随軒」として出現。庾信『庾子山集』巻14「周州刺史広饒公宇文公神道碑」の「祥雲入境、行雨随軒」を踏まえたものとする。

○6月2日

【趙徽】 趙徽なる人物が契丹から北宋に派遣された事実は存在するが時代が合致しない（傅樂煥1984 p. 279）。そのため、ここで言う趙徽は実際には『遼史』巻97に立伝される趙徽である可能性を提起したい。趙徽は重熙23年（1054）に宋に派遣されている（聶崇岐1980 p. 341）。

【蔡内翰】「内翰」は翰林学士の雅称であり、ここでは蔡襄を指す。蔡襄は『宋史』巻320に伝あり。

○6月4日

【初伏日】 澤本は「夏至のあとの三番目の庚の日、最も暑いとされる時期のひとつ」と解説を

加える。

【入山路】「自入山路至北」として出現。李義等は「檀州から北に向かって燕山山地の道路に入ることを指す」とする。例えば劉敞に当該の地で詠んだ「入山」と題する詩があり（趙永春2017 pp. 45-46参照）その理解で問題ないだろう。

【至北】「至北」で意味が取れない訳ではないが、やや違和感がある。5月18日条に「自新城至此」として「自～至此」の構文が出現することと、「此」と「北」は書写の際に誤る可能性があることから、元来「自入山路至此」であった可能性を提起したい。

【煞遠】「煞遠不易」として出現。「煞」は「はなはだ」の意。同様の用法は7月5日条にも「煞好」として出現。鍾兆華2015参照。

【直路】「若直路下来莫近」として出現。北宋の使節が通常通過する古北口経由のルートではなく、松亭関経由のルートを指すものだろう。傅楽煥1984 pp. 17-20参照。

【莫近】李義等は「莫非近些（いくらか近いのだろう）」とする。即ち、ここでの「莫」は否定の意ではない。澤本が「近くはないのですか」と訳すのも同様の理解であろう。

【向南州軍】「比之向南州軍」として出現。『続資治通鑑長編』巻98乾興元年（1022）2月庚子条のように宋代の史料に一定の用例が見られ、「南方の州軍」程度の意になるのではないだろうか。ただし、本例が指すであろう「南方の州軍」が具体的にどの地域を指すかは明解を有さない。

【扱】「若扱帳前至汴京」として出現。筆者はここでの「扱」を「～について」の意ではないかと考える。田中2000 pp. 411-415参照。

【帳前】やや抽象的に契丹皇帝の所在地を指す。6月15日・21日条の「帳前」は具体的に「テントの前」の意である。

【莫只祇汴京至杭州遠】趙永春は「祇」が「抵」の誤りである可能性を指摘する。発音・字形とも近似するから、その可能性は十分あろう。ただし、そうだとすると筆者は「莫只」の部分解さない。Wright 1998はonly as ~ asと訳している（p. 77）。

【以外】「福建以外、更有甚路」として出現。文脈上、「～を除いたそれ以外」ではなく「～より向こう」の意で取るべきであろう。『漢語大詞典』ではそのような意味の用例として「長城外」を挙げる。

【更有広南東西二路、去京師万里】李義等は「実際は五千里にもならず誇大に過ぎる。その距離を詳らかにしなかったのが、外交上このように返答せざるを得なかったのだろう」とする。

○6月7日

【沙地】一般に砂地のことだが、遼に派遣された宋人がこのように中京以北の地について叙述

する際に頻用する。例えば蘇頌は「沙陀路」なる詩をのこしており（趙永春2017 p. 89）、「行馬頗艱」と注を附している。

○6月10日

【又自黄河之南、去只数十里】 本史料中の他の箇所では、「曰」・「云」等の中で「又」が使用されることは無いためやや違和感がある。「自」が「言」等の誤字である可能性も一定程度想定しうるように感じる。

○6月11日

【向伝范防御（音同高宗廟諱）当甚処】 「向伝範」は人名。『宋史』巻464に伝あり。「高宗廟諱」は「構」であり、ここでは「勾」の字が「構」と同音であることを述べる。即ち、「勾当甚処」＝「どちらで仕事をしているか」の意である。

○6月12日

【周孟陽】 『宋史』巻322に伝あり。

【李評】 『宋史』巻464李遵勗伝に孫として附伝あり。

【李琦】 未詳。

【回復】 「臣等与遣留使副回復」として出現。「回答する」・「返答する」の意かとも思うが詳細は不明。契丹領内で北宋の使節がすれ違う際に詩の贈答をすることがあり（Ex. 彭汝礪「沙陀逢正旦使副」、趙永春2017pp. 138-139）、そのことを指すものか。Wright 1998は sent mutual greetings と訳す（p. 78）。

【柏石館】 李義等は直前に「十三日、宿」と補う。これが正確な補完かは不明だが、ここに何らかの脱落が存在するのは間違いない。

○6月14日

【辞状】 「接伴使副展辞状」として出現。『宣和乙巳奉使金国行程録』では同様の状況が「接伴使副具状辞」とされており（趙永春2017p. 220）、別れに当たっての手紙を渡すものであろう。

○6月15日

【両府】 両府は中書・樞密（ただし遼制では宋制に比して中書の存在感は極めて薄い）。よってこの前後の意味は、「昨日席次が定まらないことについて中書・樞密に申し上げましたが、まだ（契丹）皇帝に奏上することは望まないとのことで、ひとまず私益誠に再度協議しに来させたいです。」のようなものになろう。

【聞】 「恐聞南朝」として出現し、同日には「如聞南朝、……」としても出現する。この場合の「南朝」は恐らく北宋皇帝その人を指すものであろうから、「聞」は「聞奏」・「聞達」のような方向で解すべきだろう。

【相次】 従来の標点ではいずれも「有邵・傅二諫議在相次。……」のようにされるが、それでは「相次」の二字が解釈出来ないように思われる。ここでは「相次」を「次に」の意味でとり、「相次、閤門舍人更不閱儀、……」と理解したい。すると直前部分が「有邵・傅二諫議在。」となるが、「有……在。」（～がある／いる。）という構文と理解すれば、特に問題はないだろう。

【閱儀】 「閤門舍人更不閱儀」として出現する。「閱」の字は「習」と「閱習」の熟語を形成しうることから、「習儀」（＝儀礼の事前演習）と同意と考えてよからう。

○6月17日

【曲宴】 李義等は「禁中の宴であり、いわば私宴である」とした上で詳細に説明を加える。

○6月18日

【張掞】 李義等は「宋の至和2年（1055）に戸部副使・工部郎中の張掞が契丹国主生辰使として遼に派遣された」とする。張掞は『宋史』巻313に伝あり。

【劉永年】 李義等は「宋の嘉祐2年（1057）に單州防禦使劉永年が回謝契丹副使として遼に派遣された」とする。劉永年は『宋史』巻463劉美伝に孫として附伝あり。

○6月19日

【簞食】 未詳。Wright 1998はbamboo baskets full of foodと訳す（p. 81）。

○6月20日

【射弓筵】 李義等は「弓を射た勝負の結果で酒を飲む宴会」とする。

【韓相公】 李義等は「宝元元年（1038）に右司諫・直集賢院として賀契丹正旦使となった韓琦を指す」ものであり、「宰相であったので『相公』と称す」とする。韓琦は『宋史』巻312に伝あり。

○6月21日

【發引】 「大行皇帝發引在近」として出現。「發引」は「葬式のとき、ひつぎ車の引き綱を引いて墓地へ向かう。」（『漢辞海』第4版）。よって「大行皇帝（＝宋・英宗）の埋葬が間もなくであるので」の意。

【剩蹉】 「若回程剩蹉数駅」として出現。「蹉」は「（所定の行程を）とばす」の意であり、これ以後6月27日・6月30日・7月3日・7月9日・7月14日条で繰り返し出現する。「剩蹉」の二字でも文脈上「とばす」の意で用いられているように見受けられる。

【靈駕】 「尚可辞得靈駕」として出現。ここでの「靈駕」は「天子の柩をのせる車」（『漢辞海』第4版）。よって「なお皇帝（＝宋・英宗）の亡き骸に最後の別れをすることができましよう。」の意。

【各三節人】 「賜衣各三対及弓馬・衣幣、各三節人有差」として出現。本史料中で「三節人」は

頻出するが、「各三節人」なる表現はここ以外になく、また意味も通じにくいいため、誤字・脱字の可能性が存在する。例えば、本史料中で「賜～、及三節人」という句作りがしばしば見えることに照らせば、ここでの「各」も「及」の誤字である可能性は想定しうるように思う。

【解換】「与臣等解換」として出現し、7月17日条にも出現する。管見では辞書に掲載を見ないが、金宋関係の史料では珍しくない術語である。逐字的には「解いて換える」という意味であろうから、筆者はこれを「衣服を脱いで交換する」の意であると理解する。『宣和乙巳奉使金国行程録』で「惜別の会」を「換衣灯宴」と呼ぶのが参考となる（趙永春2017pp. 222-223）。

【秋山】「其君七月上旬漸往秋山打囲」として出現。契丹皇帝の居所を、春の「春水」に対し秋は「秋山」と称する。いわゆる秋捺鉢である。傅楽煥1984 pp. 39-63参照。

【打囲】 字義どおりには巻狩りの意だが、ここでは秋捺鉢での活動全般を指すとも解しうる。

【九月下旬至燕京住、各受礼】 原文どおりであれば「(契丹皇帝は) 9月下旬に燕京 (= 遼・南京) に至ってそこに止まり、それぞれ(北宋等の使節の) 拝賀を受ける」の様に解されようが、構文上「住」も「各」も浮いている印象である。そこで、「各」が「冬」の誤字であって「住冬」の熟語を形成し(「住冬」は正史では『元史』に3例の用例が見える)、「燕京に至ってそこで冬営し(北宋等の使節の) 拝賀をうける」の意である可能性を提起したい。7月9日条に表現の近似する「往歳燕京受礼」なる一節が存在し、ここからも「燕京住、各受礼」よりも「燕京住冬受礼」の可能性が高いことが想定される。

○6月22日

【仁宗皇帝『三宝讚』】 『緇門警訓』巻4所載。筆者は費金玲2006によって知った。

【理性】 蛇足ではあるが、reasonの翻訳語彙としての「りせい」ではなく、仏教語彙の「りしょう」である。

【大覚禪師懷璉】 仏僧であるので「えれん」と読むのが無難であろう。『禅学大辞典』(大修館書店、1985)の「懷璉」の項参照。

【賡和】「璉亦賡和、未能過之。」として出現。他人の韻や題意を用いて唱和すること(『漢語大詞典』)。「懷璉も(仁宗の御頌に)和したが、それを超えることは出来なかった」という程度の意味か。仁宗と懷璉の交流については『五灯会元』巻15参照。

○6月27日

【遠近】「五臺去京師遠近」として出現。直訳としては「(五臺は京師から) 遠いか近いか」であろうが、回答が「三十餘程」であることからすれば、澤本が「どれくらいの距離ですか」と訳するのは適訳だろう。

○7月2日

【首庁相公】「筆頭宰相」の意か。『宋史』巻211宰輔表によれば、当時の宰相は韓琦と曾公亮であり、韓琦が先任かつ次項に見るように格上である。

【韓侍中】李義等は「韓琦を指す。陳襄が遼に派遣される数ヶ月前、即ち神宗即位の初めに、韓琦は司空兼侍中を拝命している」とする。

○7月5日

【近祭奠大使回来伝語説】趙永春は「宋・英宗が亡くなり、遼が奉寧軍節度使蕭禧・永州觀察使蕭餘慶・安遠軍節度使蕭輔・荊州觀察使蕭福慶らを祭奠使・弔慰使に任命し、宋に派遣されて戻ってきた後に言ったことを指す」とする。文脈の理解としては問題ないが、正確を期せば「祭奠大使」は祭奠使の正使（皇太后と皇帝が派遣しているため、蕭禧・蕭餘慶の2人）のみを指すものである。

○7月9日

【致酒】「送伴使副与臣等互致酒」として出現。意味が通じない訳ではないが、本史料の他所に照らせば、「致」は同音の「置」の誤字である蓋然性が高い。

【沈（音同高宗廟諱）少卿】李義等は「沈遘であり、嘉祐4年（1059）に賀契丹生辰使として遼に派遣された」とする。既述のように宋・高宗の諱は「構」であり、李義等の理解で問題ない。

○7月15日

【留府】燕京留守を指すものだろう。『漢語大詞典』が「留府」を「留台」に同じとすることも参考となる。

【折】「留府送臣等生餼、折絹・綾・羅等」として出現。ここでの「折」は「折納」などの際の「～に換算する、読み替える」の意。

○7月19日

【酌送】「送伴使副酌送于白溝橋之北、臣等酌送于白溝橋之南」として出現。熟語としては見慣れない表現である。逐字的に「酌して送る」と解するのが妥当か。

## 付録：『使遼語録』原文

### [凡例]

- ・文字は遼海叢書本に基づいた。ただし、「前言」で列挙した諸本で既に訂正されている明らかな誤字・脱字の類は、特に注記することなく訂正した。
- ・遼海叢書本で示される敬意表現としての改行・空格は省略した。
- ・遼海叢書本で示される文字の大小の別は省略した。ただし原注は（ ）で示した。

- ・ 標点は、前言で列挙した諸本を参照しつつ、筆者の判断で付した。
- ・ 字体は原則として常用字体を用いた。
- ・ 会話部分は「 」で示したが、必ずしも厳格な基準に基づくものではない。

上記諸点に明らかな様に、ここで掲げる『使遼語録』原文はあくまで語釈を理解する便に供するためだけのものである。

#### [原文]

臣襄等昨奉勅差充皇帝登宝座北朝皇太后・皇帝国信使副、於五月十日到雄州白溝驛。

十一日、接伴使副泰州觀察使蕭好古・太常少卿楊規中差人伝語、送到主名・国諱・官位、及請相見。臣等即時過白溝橋、北与接伴使副立馬相对。接伴副使問南朝皇帝聖体万福、臣等亦依例問其君及其母安否、相揖、至于北亭。規中以其君命賜筵、酒十三盞。問臣等年幾、各答以實。臣等復問接伴使副年幾、好古称年四十三歳、規中称年三十三歳。規中問臣愈兄弟凡幾、答以当房十二人。又問臣咸融兄弟凡幾、答以十人。臣坦問受礼何処、規中言、「在神恩泊、此去有三十程。已差下館伴副太常少卿楊益誠、大使即未聞。」規中問臣坦、「南朝兩府大臣別無除改。」臣坦答、「参政歐陽侍郎以眼疾懇請出鎮亳州。枢密副使吳奎侍郎除參知政事。」又問、「文相公・曾相公及枢密副使有無移動。」答云、「並如旧。」又問、「馮館使甚処相逢。」臣愈答曰、「雄州相見。」送三司人茶・絹・銀牒子等。(已後賜筵及逐州迎接、依例皆有茶綵等送祇応人、更不入録。)

行次、有易州容城県尉董師義・涿州新城県尉趙琪・帰義県尉王本立道傍參候。至新城県驛、有入内左承制宋仲容來問勞。臣等依例即時具公裳排備茶酒・土物、出庁伺候過來伝諭次、接伴使副差人送到座位函子、欲依南朝遺留番使副史炤等坐位、要移臣襄坐放西北賓位。臣等尋拠随行通引官旧曾入国人程文秀供録結罪状、称、「近於去年十月内、曾随生辰番使邵諫議・傳諫議等入国、沿路置酒管待使臣、並是邵諫議主席、与今來接伴使副所送到函子坐位不同。」臣等亦令通引官程文秀依生辰番使坐次画到座位函子、差人伝語接伴使副、「合依当所供去函子、依生辰番使邵諫議等近例坐次施行。左番大使合坐於東南、与使臣当頭坐位相对、以伸主礼、接伴使合坐於西南、与右番大使相对、亦自不失主位、各無相压。」往還計会十餘次、接伴使副不肯過位。臣等再差人伝語接伴使副、称、「使臣銜命事大、茶酒事末、且請先來伝諭、然後商議坐位。不宜以末事久留使命、深属不便。」接伴使副却称、「南朝生辰番使邵諫議坐位、不依得積年久例。」臣等答云、「昨來邵諫議等管待使臣、自是接伴使韓閣使・館伴使劉侍郎安排坐位、非是当所創生儀式。若非久例、因何韓閣使等前番並不理会。」接伴使副却差人伝語、「為使臣不飲、辞免茶酒。」臣等方受問勞、授仲容謝表、送与土物(已後差來使臣、並依例授表、送与土物、更不入録)。

十二日、到涿州、知州太師蕭知善及通判吏部郎中鄧愿郊迎、並飲于南門之亭、酒十一盞(已



後逐州送迎、並飲于門外之亭、更不入錄。

十三日、知善等出餞、酒五盞。規中問臣咸融、「富相公今在何處。」答以見判河陽三城。又問臣等張昇相公、答以、昨判忠武軍、近已致仕。將次良鄉縣、本縣尉南庇·范陽縣尉梁克用道傍參候。臣等送接伴使副私覲物。（已後七次依例送接伴使土物、並有回答、更不入錄。）

十四日、行次遇雨。規中言、「北界春夏已來、久愆雨澤、國信使副至新城及涿州、俱得甘雨。今日到燕京、若更霑足、煞是好也。」又問臣咸融、「南朝曾得雨否。」答以自春及夏屢得雨澤。過河灘、臣坦問好古、「此是桑乾河否。」答云、「然。」燕京副留守中書舍人韓近郊迎、置酒九盞。臣襄為治平元年曾於陳橋接伴、賜近等御筵。近先問臣襄、「昨者持禮到陳橋、蒙諫議迎接、多幸復在此相見。」臣襄答云、「奉別已三年矣。」臣襄問、「同番大使蕭禧觀察今在何處。」近云、「見持禮宿永年館。」臣等送接伴使副下都總管土物（已後共五次依例送土物、並有回答、更不入錄）。燕京留守耶律仁先送臣等酒食。

十五日、臣等送留守私覲物（中京留守依此、更不入錄）。有西頭供奉官韓資道賜臣等酒菓、東頭供奉官鄭嗣宗賜筵、三司使禮部尚書劉雲伴宴、酒十三盞。雲勞臣等云、「盛暑道遠、衝涉不易。」再三勸臣等飲酒、稱、「兩朝通好多年、國信使副與接伴使副相見、如同一家。」臣襄答云、「所謂南北一家、自古兩朝歡好、未有如此。」雲答言、「既然如是、今日敢請國信使副盡酒。」臣襄答云、「深荷厚意、但恨飲酒不多。」雲又問、「呂侍郎·胡侍郎莫只在朝否。」臣襄並答以矣。又言、「雲奉使南朝、是呂侍郎館伴。」又稱、「本家有十二人曾奉使南朝、今者又差伴筵。緣契如此、各請飲盡甚好。臣等並隨量飲、以答其意。臣等送雲及私覲物（已後逐州並依例送賜筵副留守等私覲物、更不入錄）。

十六日、近出餞、酒五盞。宿望京館。臣襄·臣咸融等依例回廚、請接伴使副過位、及犒三節從人、酒十三盞。規中云、「今日甚熱、接伴觀察住竈化州、不識此熱也。」

十七日、到順州、有懷柔縣尉劉九思道傍參候、知州太傅楊規正郊迎、置酒七盞。規正即宰相哲之長子、規中之兄。問臣等、「道塗歧履不易。」臣襄答以、「多幸得少卿接伴、又此披見太傅。」

十八日、規正出餞、酒五盞。過白絮河、到檀州、有密雲縣尉李易簡道傍參候、知州常侍呂士林郊迎、置酒七盞。宿密雲館。有入內供奉官秦正賜臣等湯菓、各一銀合子。臣等排備伺候過來傳諭次、接伴使副準前要欲依南朝遺留番使副坐位。臣等執定依生辰番使邵諫議等近例坐次、不敢移易。前後計會十餘次、却有公文、稱、「是臣等久滯使命。」尋具公文回答、稱、「自新城至此、兩次差到使臣、盡被貴所滯留、直至夜深、不令過位、非是當所住滯。」黎明、接伴使副方引正來賜臣等湯菓、不赴茶酒。臣等將授表次、正輒引避、被臣等再三傳語、欲就接伴使副致表、方肯收接。

十九日、士林出餞、酒五盞、宿金溝驛。臣坦·臣愈等依例回廚、請接伴使副過位、及犒三節

人、如望京館。規中問臣坦、「荔支生何處。」答、「生南方極熱之地。」又問臣愈、「父曾任甚官。」答以終於馬軍副都指揮使。又問、「曾伴射否。」答以累次伴射。

二十日、至古北口館。

二十一日、至新館、過望雲嶺、接伴使副与臣等互置酒三盞。

二十二日、至臥如館、接伴使副送臣等麀一隻、酒四瓶。臣等依例回答（已後每有送物、並量事回答、更不入錄）。

二十三日、過摘星嶺、臣襄問、「此松結實否。」規中言、「惟東樓接女真·高麗者有之。」宿柳河館。

二十四日、登摸斗嶺、接伴使副与臣等互置酒如前。宿打造館。

二十五日、過會仙石、接伴使副請會食、酒七盞。規中問臣愈、「劉怱太保今在何處。」答以見在闕下。宿牛山館。

二十六日、登松子嶺、接伴使副与臣等互置湯茶、宿鹿夾館。

二十七日、至鉄漿館。

二十八日、至富谷館、中京留守相公韓迺遣人送臣等酒菓、接伴使副送臣等麀臍各一及松花等。

二十九日、至長興館。

六月一日、至中京、副留守大卿牛玟郊迎、置酒九盞。玟問、「途中可煞炎暑。」臣襄答以、「自過北溝入古北口、一路得雨稍涼。」玟言、「本京久旱、夜來得雨、蓋因國信使副所感也。」規中亦言、「可謂隨軒。」宿大同館。

二日、有左承制韓君祐賜臣等酒菓、東頭供奉官鄭全翼賜筵、度支使戶部侍郎趙微伴宴、酒十一盞。微問臣襄、「蔡內翰今在何處。」答以丁母憂。又云、「微奉使南朝、是蔡內翰館伴。」兼言、往年歐陽修侍郎來賀登位、是微接伴。

三日、玟出餞、酒五盞、宿臨都館。

四日、至鍋窰館、接伴使副為初伏日、請聚食、酒七盞。規中問臣等、「自入山路至北、煞遠不易。」臣坦答以、「若直路下來時莫近。」臣襄言、「比之向南州軍、此來為遠。若拋帳前至汴京、莫只祇汴京到杭州遠。」又問、「杭州屬甚處。」臣襄答以屬兩浙路。又問臣襄住處。答云、「福州、屬福建路、去汴京四千餘里。」又問、「福建以外、更有甚路。」臣襄答以、更有廣南東西二路、去京師万里。接伴使副送臣等水晶碁子各一副·菴蓉·郁李仁等。

五日、至松山館。

六日、至崇信氈館。

七日、至廣寧館。道過小城之西、居民僅二百家。好古云、「此豐州也。」又經沙陁六十里、宿會星館。

九日、至咸熙氈館。(已後並是氈館、並不入錄。)

十日、過黃河。好古云、「黃河上源出於龜化州界。」將至黑崖館、臣坦問、「此去上京幾何。」指東北曰、「三百里。又自黃河之南、去只數十里。」

十一日、自黑崖館至三山館、接伴使副請聚食、酒七盞。規中問臣咸融、向佖范防禦(音同高宗廟諱)當甚處。答以見判三班院。

十二日、至赤崖館、行次遇遺留禮信使副史炤·周孟陽·李評·李琦暨送伴使副耶律世達·梁援于中路館、臣等與遺留使副回復、各置酒三盞。接伴·送伴使副却請臣炤·臣襄等四番使副一處會飲、酒巡亦如前。柏石館。

十四日、至中路館、接伴使副展辭狀與臣等相別、却有館伴使副太傅耶律弼、太常少卿楊益誠來迎、與臣等相見。有左班殿直閣門祇候李思問賜臣等酒果、左承制劉達賜筵、酒十一盞。益誠問臣坦·臣咸融·臣愈鄉貫。並答以京師人。至頓城館、有左承制閣門祇候祈純古來問勞、臣等排備伺候過來傳諭次、館伴使副依前送到坐位囚子、欲依南朝遺留番使例坐次。臣等却送與生辰番使邵諫議等坐位囚子、請依此近例坐次。往還計會亦十餘次。館伴使副差人傳語云、「若不依南朝遺留番使例坐位、使臣要回闕下。」臣等答以、「茶酒事末、不宜為此以反使命、請館伴使副裁度。當所伺候多時、早請過位。」館伴使副却回、傳語云、「使已回去也。」

十五日、黎明、館伴使副與臣等自頓城館二十里詣帳前、引至客省、與大將軍客省使耶律儀·趙平相見、置酒三盞。益誠言、「昨日以坐位未定、已白兩府、云未欲奏知、且令益誠再來商量。若不依此坐位、恐聞南朝。」臣襄答以、「生辰番使近例、不敢更改。如聞南朝、有邵·傅二諫議在。」相次、閣門舍人更不閱儀。便引臣等兩番使副入見。臣襄致國書於其母、面傳聖辭、置酒三盞。又詣其君帳前、臣坦致國書於其君、傳聖辭如前。並問南朝皇帝聖躬萬福、臣等恭答之。置酒五盞、仍賜臣等衣帶、及三節人有差。

十六日、有東頭供奉官李崇賜臣等生餼、亦以坐位不便、不肯過位。

十七日、赴曲宴、酒九盞。館伴使副差人齎詔、賜臣等生餼、及三節人有差。臣等依例恭受致表。

十八日、有右班殿直閣門祇候韓貽訓賜臣等酒果、右班殿直閣門祇候馬初賜筵、太尉夷離畢蕭素伴宴、酒十三盞。素問張揆、臣坦答以見充群牧使。益誠問劉永年、臣咸融答以見任代州。

十九日、有西頭供奉官韓宗來賜臣等簽食並酒、亦不過位。館伴使副差人齎詔、賜臣等生餼、及三節人有差。臣等恭受致表、館伴使副請聚食、酒八盞。

二十日、有供奉官閣門祇候耿可觀賜臣等酒果、韓宗賜射弓筵、樞密副使太師耶律格伴宴、酒十三盞。格問臣等、「韓相公·富相公莫只在朝否。」並答以實。賜臣等弓馬·衣幣、及三節人有差。

二十一日、入至客省帳前、置酒三盞。臣襄与益誠言、「大行皇帝發引在近、望与建白。若回程剩蹉數駟、尚可辭得靈駕。此臣子之心也。」益誠然之。遂辭其母及其君、逐帳置酒如初、授臣等信書、賜衣各三对及弓馬·衣幣、各三節人有差。是夕、館伴使副置酒三盞、与臣等解換。益誠言、「兩朝歡好、信使每至、此会最為惜別、各請飲尽。」臣等並多謝之。又言、其君七月上旬漸往秋山打围、九月下旬至燕京住、各受礼、南朝生辰·正旦使來、絕近便也。

二十二日、發頓城館、至腰館、有右承制魯瀟賜臣等酒果、左承制韓君卿賜筵、翰林學士給事中王觀伴宴、酒九盞。館伴使副弼·益誠、送伴使副好古·規中与焉。觀言、其君好儒積二典、亦嘗見仁宗皇帝『三宝讚』、欽歎久之。臣襄言、「仁宗皇帝深於理性、嘗有御頌、賜僧大覺禪師懷璉、殊臻妙理。璉亦廢和、未能過之。」宿柏石館。

二十三日、至赤崖館、送伴使副送臣等顆塩各一盤。

二十四日、至三山館、送伴使副請聚食、酒五盞。

二十五日、至黑崖館。

二十六日、至咸熙館。

二十七日、蹉会星館、至広寧館。規中問臣咸融、「五臺去京師遠近。」答以三十餘程。規中言、「与本界雲州相對、不及二百里。」雲州、即西京也。

二十八日、至崇信館、送伴使副送臣等鹿脯各十五條。

二十九日、至松山館。

三十日、蹉鍋窰館、至臨都館。

七月一日、至中京大定府、少尹大監李庸郊迎、置酒九盞、宿大同館。

二日、送伴使副請臣等同遊鎮国寺、次至大天慶寺、燒香素食、依例送僧茶綵。有東頭供奉官閣門祇候王崇彝就館賜臣等筵、左承制閣門祇候王綏賜酒果、度支使左丞李翰伴宴、酒十一盞。翰問臣等、「首序相公是誰。」臣襄答云、「韓侍中。」又歷問兩府大臣及翰林學士是何人。臣襄並答以實。

三日、庸出餞、酒五盞。蹉長興館、至富谷館、送伴使副送臣等麋角·松實。

四日、至鉄漿館。

五日、行次、規中言、「近祭奠大使回來伝語說、南朝河北路秋稼煞好。」宿鹿峽館。

六日、至牛山館。

七日、過聚仙石、送伴使副請會食、酒七盞。宿打造館。

八日、至柳河館、送伴使副送臣等魚一盤。

九日、蹉臥如館、過遍廂嶺、送伴使副与臣等互致酒、各三盞。宿新館、臣襄·臣坦等依例排備、請送伴使副過位、及犒三節人、酒七盞。規中言、其君已離神恩泊三日矣、往歲燕京受礼、

南朝大使是沈（音同高宗廟諱）少卿、今已八年矣。

十二日、到檀州、知州給事中李仲燕郊迎、置酒五盞。

十三日、仲燕出餞、酒五盞。將到順州、知州太傅楊規正郊迎、置酒五盞。

十四日、規正出餞、酒五盞。蹉望京館、至燕京析津府、少尹少府少監程冀郊迎、置酒五盞。宿永平館。

十五日、有東頭供奉官閣門祇候馬世章賜臣等筵、西頭供奉官劉侁賜酒果、歩軍太傅伴宴、酒十一盞。留府送臣等生餼、折絹・綾・羅等、及三節人有差。

十六日、冀出餞、酒七盞。宿良郷県。

十七日、到涿州、知州太師耶律德芳及通判吏部郎中鄧愿郊迎、置酒五盞。宿涿州館。有東頭供奉官閣門祇候郝振來問勞、不赴茶酒、餘並如儀。是夕、送伴使副置酒十三盞、与臣等解換。

十八日、德芳等出餞、酒九盞。至新城県。

十九日、至北溝、有東頭供奉官閣門祇候馬世延來賜臣等筵、酒九盞。使臣不赴茶酒、餘並如儀。行次、送伴使副酌送于白溝橋之北、臣等酌送于白溝橋之南、酒各三盞。又至于橋中、皆立馬相對、酌酒換鞭伝辞、並如前例。是夕、宿雄州。

#### 【参考文献】

澤本光弘『『神宗皇帝即位使遼語録』の概要と成立過程』（荒川慎太郎・澤本光弘・高井康典行・渡辺健哉編『契丹〔遼〕と10～12世紀の東部ユーラシア』勉誠出版、2013）

斯波義信『中国社会経済史用語解』財団法人東洋文庫、2012

田中謙二『田中謙二著作集』第2巻、汲古書院、2000

毛利英介「遼宋間における「白筍子」の使用について」（平田茂樹・遠藤隆俊編『外交史料から十～十四世紀を探る』汲古書院、2013）

費金玲「關於宋仁宗談禪的問題」（『五台山研究』2006-1）

傅樂煥『遼史叢考』中華書局、1984

賈敬顔『五代宋金元人辺疆行記十三種疏証稿』中華書局、2004

聶崇岐「宋遼交聘考」（『宋史叢考』中華書局、1980）

吳曉萍『宋代外交制度研究』安徽人民出版社、2006

趙永春『奉使遼金行程録』商務印書館、2017

鍾兆華『近代漢語虚詞詞典』商務印書館、2015

Wright, David Curtis, *The Ambassadors Records: Eleventh-Century Reports of Sung Embassies to the Liao*, Bloomington, 1998

【付記】本研究は、日本学術振興会の科研費（15K16851）の助成をうけたものである。

